

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(葬祭費)</p> <p>第 5 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として <u>50,000 円</u> を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(精神・結核医療給付金)</p> <p>第 5 条の 2 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。</p> <p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 58 条第 1 項に規定する指定自立支援医療であつて、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)の規定により受けることができる給付により負担される額、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>の規定により負担される額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額その他の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第 6 条・第 7 条 省略</p> <p>(保健事業)</p> <p>第 8 条 本市は、<u>法第 72 条の 5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 10 条～第 11 条の 2 省略</p> <p>(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)</p> <p>第 11 条の 3 保険料のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下</p>	<p>(葬祭費)</p> <p>第 5 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として <u>40,000 円</u> を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(精神・結核医療給付金)</p> <p>第 5 条の 2 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。</p> <p>(1) <u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 58 条第 1 項に規定する指定自立支援医療であつて、<u>障害者自立支援法施行令</u>(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条第 3 号に規定する精神通院医療</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)の規定により受けることができる給付により負担される額、<u>障害者自立支援法</u>の規定により負担される額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額その他の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第 6 条・第 7 条 省略</p> <p>(保健事業)</p> <p>第 8 条 本市は、<u>法第 72 条の 4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 10 条～第 11 条の 2 省略</p> <p>(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)</p> <p>第 11 条の 3 保険料のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下</p>

「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 19 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 26 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合には、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 省略

(2) 当該年度における法第 70 条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第 72 条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第 72 条の 2 の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第 72 条の 5 の規定による負担金、法第 74 条の規定による補助金、法第 75 条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び法附則第 7 条第 1 項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算額

(3) 当該年度における第 26 条第 1 項の規定

「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 19 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 省略

(2) 当該年度における法第 70 条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第 72 条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第 72 条の 2 の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第 72 条の 4 の規定による負担金、法第 74 条の規定による補助金、法第 75 条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び法附則第 7 条第 1 項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算額

による基礎賦課額の減免の額の総額

第 12 条～第 15 条の 5 の 2 省略

(基礎賦課限度額)

第 15 条の 6 第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、510,000 円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 19 条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 26 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合には、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1)・(2) 省略

(3) 当該年度における第 26 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第 15 条の 6 の 3～第 15 条の 6 の 10 省略

(介護納付金賦課総額)

第 15 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第 19 条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 26 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合には、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とする

第 12 条～第 15 条の 5 の 2 省略

(基礎賦課限度額)

第 15 条の 6 第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、490,000 円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 19 条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)・(2) 省略

第 15 条の 6 の 3～第 15 条の 6 の 10 省略

(介護納付金賦課総額)

第 15 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第 19 条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

ことができる。

(1)・(2) 省略

(3) 当該年度における第 26 条第 1 項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第 15 条の 8～第 18 条 省略

(保険料の減額)

第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 510,000 円 を超える場合には、510,000 円)とする。

(1)～(3) 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6」と、「510,000 円」とあるのは「140,000 円」と、前項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 8」と、「510,000 円」とあるのは「120,000 円」と、第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 11」と読み替えるものとする。

第 19 条の 2～第 32 条 省略

附 則

第 1 条・第 2 条 省略

(平成 22 年度から平成 26 年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第 3 条 平成 22 年度から平成 26 年度までの各年度における第 11 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第 26 項第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2

(1)・(2) 省略

第 15 条の 8～第 18 条 省略

(保険料の減額)

第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 490,000 円 を超える場合には、490,000 円)とする

(1)～(3) 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6」と、「490,000 円」とあるのは「140,000 円」と、前項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 8」と、「490,000 円」とあるのは「120,000 円」と、第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 11」と読み替えるものとする。

第 19 条の 2～第 32 条 省略

附 則

第 1 条・第 2 条 省略

(平成 22 年度から平成 25 年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第 3 条 平成 22 年度から平成 25 年度までの各年度における第 11 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第 26 項第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2

号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額」と、同条第 2 号中「その他」とあるのは「、法附則第 26 条第 1 項の規定による交付金その他」とする。

以下省略

号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額」と、同条第 2 号中「その他」とあるのは「、法附則第 26 条第 1 項の規定による交付金その他」とする。

以下省略